受付
第270号
21.6.01
4.4.1
吉山小学校

閲覧印
校長 教頭 係 北村

事　務　連　絡
平成２１年　５月２５日

各所属所長　　様

公立学校共済組合高知支部
事務局長　　川井　正一

育児短時間勤務制度の施行に伴う掛金の一部免除の取扱いについて（通知）

職員の育児休業等に関する条例（平成４年高知県条例第１号）及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年高知県条例第45号）の一部が改正され、平成２１年４月１日から施行されたことに伴い、育児短時間勤務の承認を受けた者については地方公務員等共済組合法第１１４条の２の規定（部分休業等に係る長期掛金の一部を免除）が適用されることとなります。この取扱いは、該当となる者からの申出により適用されますので各所属所において該当者がいる場合は、遅滞なく別紙「育児部分休業等掛金免除（変更）申出書」を提出していただきますようお願いします。

なお、事務取扱いの詳細については、下記のとおりです。

記

１　一部免除の対象となる掛金

長期掛金（短期掛金及び介護掛金は免除の対象となりません。）

２　免　除　額

育児短時間勤務の取得により減額された金額に長期掛金率を乗じた額

３　免除期間

育児短時間勤務として承認された期間
※　ただし、当該子が３歳に達したときは、その翌日の属する月の前月まで

4　事務手続き

別紙「育児部分休業等掛金免除（変更）申出書」に育児短時間勤務の承認を受けた書類の写し（所属所長の原本照合の証明を受けたもの）を添付して共済組合へ提出してください。

5　事務取扱い

①　職員が育児短時間勤務該当者となり、掛金の一部免除を希望するとき又は育児休業中の職員が育児短時間勤務該当者となり、掛金の一部免除を希望するとき。

（図例）

・　職員が育児短時間勤務該当者となった場合

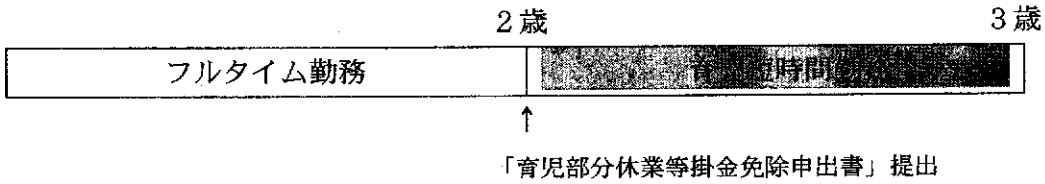

・　育児休業中の職員が育児短時間勤務該当者となった場合

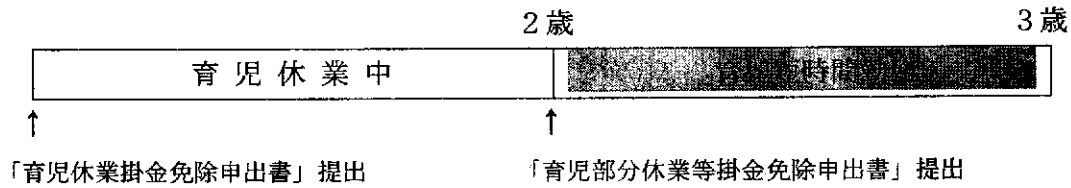

②　育児短時間勤務該当者に係る当該育児短時間勤務の期間が延長となり、引き続き掛金の一部免除を希望するとき又は育児短時間勤務該当者に係る当該育児短時間勤務の期間が終了する日前に終了したとき。

（図例）

・　育児短時間勤務の期間が延長となった場合（２歳から３歳まで延長した場合）

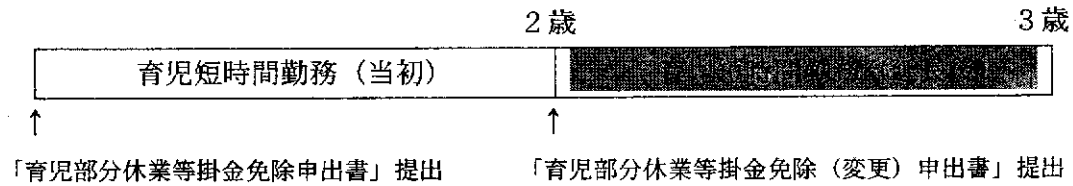

・　育児短時間勤務の期間が終了する前に育児短時間勤務が終了した場合（３歳から２歳に短縮した場合）

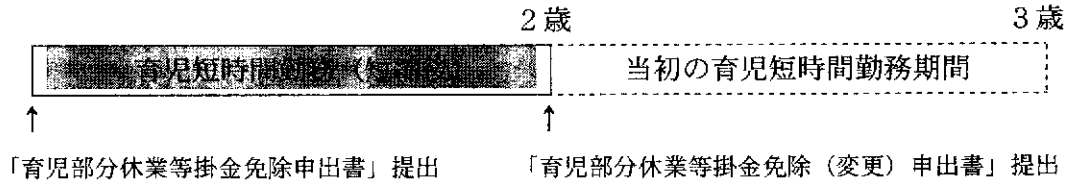

※　「育児部分休業等掛金免除申出書」と「育児部分休業等掛金免除（変更）申出書」は同一様式

【担　当】公立学校共済組合高知支部
福利班　竹口
【TEL】（０８８）８２１－４７５５
【FAX】（０８８）８７２－１２２７

様式50－2

育児部分休業等掛金免除（変更）申出書

組合員証記号番号	公立高知　第　　号	所属機関名及び所在地	
職名・組合員氏名			
生　年　月　日			
掛金免除申出日	平成　　年　　月　　日		
育児部分休業等の期間 （変更後の期間）	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで （平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで）		
部分休業等に係る子の生年月日	平成　　年　　月　　日		
育児休業根拠規定	地方公務員の育児休業等に関する法律第19条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第34条第１項第１号		

地方公務員等共済組合法第114条の２第２項の規定（施行規程第164条の４第１項（第３項）の規定）により、育児部分休業期間中等の掛金の一部免除（変更）を申し出ます。

公立学校共済組合高知支部長　様

平成　　年　　月　　日

〒

住　所

申出者

氏　名　　㊞

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成　　年　　月　　日

〒

住　所

所属所長　職　名

氏　名　　職印

1　育児部分休業期間を延長、または短縮した場合も提出してください。
2　必要事項を記入し、所属所長の証明を受けたうえ、組合に提出してください。
3　育児休業の承認をうけた書類を添付してください。
　（写しには所属所長の原本照合の証明印を押印してください。）